

コロナ禍における中小事業者の経営支援に関する緊急提言

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、今月7日、首都圏の1都3県において再び緊急事態宣言が発令された。さらに今月13日には大阪、愛知など7府県が追加され、計11都府県が宣言対象地域とされたところである。

こうした中、今回の緊急事態宣言発令の下、売上が減少した中小事業者に対する一時金の支給を行う方針も政府から発表された。報道によると、この一時金は、緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある事業者のほか、外出や移動の自粛で直接的な影響を受け、本年1月または2月の売上高が対前年比50%以上減少した事業者が対象になるとされている。

しかしながら、全国各地では、感染拡大を防止するために昨年末（11、12月）から営業時間短縮や他県との往来自粛などを要請する対策を講じてきた。その結果、「GoToキャンペーン」の一時停止も重なり、飲食店はもとより、ホテル・旅館、観光施設、土産物店、交通事業者など多くの事業者が影響を受け、既に厳しい経営状況に陥っている。こうした状況は、今般、国が支給対象にしようとしている地域となんら変わりがないところである。

については、緊急事態宣言の発令を回避すべく営業時間短縮や休業要請などに独自に取り組んでいる道県が不利になることのないよう、緊急事態宣言が再発令された都府県に限らず、以下の対応を早急を実施するよう要請する。

記

1. 昨年末以降に営業時間の短縮要請を行った地域にある飲食店の取引先等についても、緊急事態宣言発令地域における飲食店の取引先等と同様に一時金の支給対象とすること。
2. 緊急事態宣言発令地域に限らず、不要不急の外出や移動の自粛により直接的な影響を受けた全国各地の事業者（例：ホテル・旅館、観光施設、土産物店、交通事業者など）に加え、間接的な影響を受けた事業者も当該一時金の支給対象とすること。
3. 一時金の支給に際し、売上高の減少を前年と比較する期間について、本年1月または2月に限定せず、感染「第3波」に伴う時短要請等を行った昨年11月、12月も対象とするなど柔軟に対応すること。あわせて、新規創業など、前年度の実績がない事業者についても対象とすること。
4. 地方の中小事業者は一般的に利益率が低く、事業の継続すら厳しい状況となっていることから、昨年11月以降2か月連続で30%以上売上高が減少しているケースなど、50%減に近い水準が一定期間続いている事業者も当該一時金の支給対象とすること。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木 直道
宮城県知事 村井 嘉浩
福島県知事 内堀 雅雄
茨城県知事 大井川 和彦
静岡県知事 川勝 平太
長野県知事 阿部 守一
三重県知事 鈴木 英敬

広島県知事 湯崎 英彦
愛媛県知事 中村 時広
高知県知事 濱田 省司
熊本県知事 蒲島 郁夫
宮崎県知事 河野 俊嗣
沖縄県知事 玉城 デニー